


監査報告書

令和元年5月20日

学校法人桜花学園
理事会御中

学校法人桜花学園

監事 狩野 宏 

監事 大村 裕江 

私達は学校法人桜花学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて、同学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

監査の結果私達は、学校法人の業務に関する決定及び執行は、適切であり、財産目録及び計算書類は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し、不正な行為又は法令若しくは寄付行為に違反する、重大な事実はないものと認めました。

以上